

## 公益財団法人埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団規約(以下「規約」という。)第24条により、財団の管理・運営に関する庶務事項を定める。

(加入申込みと追加申込み)

第2条 幼稚園が、規約第3条第1項により、財団に加入の申込みをするときは、加入申込書(様式第17号)とともに資格取得報告書(様式第12号)を提出しなければならない。

2 幼稚園が、教職員を新たに採用し、財団に加入の申込みをするときは、資格取得報告書(様式第12号)を提出しなければならない。

(資格取得確認)

第3条 財団が、前条の加入申込書又は資格取得報告書を受理した場合は、これを審査し、加入の申込みを承認したときには、規約第3条第2項により、資格登録を行い、幼稚園に資格取得確認通知書(様式第12号-2)を送付する。

(掛金の通知)

第4条 規約第17条第2項の幼稚園の納付すべき掛金の額の通知は、掛金通知書(様式第11号)による。

(標準給与の届出)

第5条 規約第21条の標準給与の届出は、標準給与基礎届書(様式第13号)による。

2 前項の標準給与基礎届書の届出があった場合は、これを審査し、適正と認めるときには、幼稚園に標準給与確認通知書(様式第13号-2)を送付する。

3 標準給与基礎届書は、標準給与の変更がない場合でも、期限(毎年8月末日)までに提出しなければならない。

4 標準給与の月額は、その年間の途中では変更しない(2等級以上の昇給の場合も同じ。)

(中断期間)

第6条 幼稚園は、規約第16条の2により、掛金納入を中断するとき又は中断期間の変更をするときには、財団に中断期間(変更)申出書(様式第18号)を提出しなければならない。

2 前項の提出があった場合は、これを審査し、適正と認めるときには、幼稚園に中断期間変更確認通知書(様式第18号-2)を送付する。

(異動の届出)

第7条 規約第20条第2号の教職員の氏名の変更は、氏名変更届書(様式第16号)による。この場合、届出の確認をしたときは、幼稚園に氏名変更確認通知書(様式第16号-2)を送付する。

2 規約第20条第3号の代表者氏名又は口座名義の変更は、代表者氏名及び口座名義

の変更届（様式第20号）による。

（資格喪失）

第8条 教職員が資格を喪失したときは、10日以内に、財団に資格喪失報告書（兼退職金請求書）（様式第14号）を提出しなければならない。

2 前項の資格喪失とは、教職員が幼稚園を退職（死亡を含む。）し、又は日本私立学校振興・共済事業団による私立学校共済制度の加入者でなくなったため、登録の資格を失ったときをいう。

3 資格喪失報告書（兼退職金請求書）を受け取った場合は、これを審査し、適正と認めたとときには、規約第14条第1項により、幼稚園に資格喪失報告確認通知書（様式第14号-2）及び退職金給付確認通知書（様式第15号）を送付する。

4 幼稚園は退職手当資金を受領したときには、規約第15条第1項により、速やかに財団に退職金受領書（様式第15号-2）を提出しなければならない。

（退職手当の通算）

第9条 規約第8条第3項の幼稚園通算の申出は、旧所属の幼稚園から提出される転出者の資格喪失報告書（様式第14号）の退職事由欄には（転出）と記入し、摘要欄には新所属の幼稚園名を記入する。また新所属の幼稚園から提出される転入者の資格取得報告書（様式第12号）の摘要欄には旧所属の幼稚園名を記入する。この場合、旧所属の幼稚園及び新所属の幼稚園は、それぞれに転園届（様式第21号）を添付しなければならない。

（取消処分）

第10条 理事長は、規約第6条第2項により、加入の取消しをしたときは、幼稚園に加入取消通知書（様式第22条）を送付する。

（脱退）

第11条 幼稚園が、規約第7条により、財団から脱会しようとするときは、脱退届書（様式第19号）に脱退の理由を付さなければならない。

（様式）

第12条 様式を次のとおり定める。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| （1）掛金通知書            | 「埼幼退」様式第11号   |
| （2）資格取得報告書          | 「埼幼退」様式第12号   |
| （3）資格取得確認通知書        | 「埼幼退」様式第12号-2 |
| （4）標準給与基礎届書         | 「埼幼退」様式第13号   |
| （5）標準給与確認通知書        | 「埼幼退」様式第13号-2 |
| （6）資格喪失報告書（兼退職金請求書） | 「埼幼退」様式第14号   |
| （7）資格喪失報告確認通知書      | 「埼幼退」様式第14号-2 |
| （8）退職金給付確認通知書       | 「埼幼退」様式第15号   |
| （9）退職金受領書           | 「埼幼退」様式第15号-2 |

(10) 氏名変更届書	「埼幼退」様式第16号
(11) 氏名変更確認書	「埼幼退」様式第16号 - 2
(12) 加入申込書	「埼幼退」様式第17号
(13) 中断期間(変更)申出書	「埼幼退」様式第18号
(14) 中断変更確認通知書	「埼幼退」様式第18号 - 2
(15) 脱届書	「埼幼退」様式第19号
(16) 代表者氏名及び口座名義変更届書	「埼幼退」様式第20号
(17) 転園届	「埼幼退」様式第21号
(18) 加入取消通知書	「埼幼退」様式第22号

附 則

この細則は、平成25年5月1日から施行する。